

ブラジル知財庁の特許審査体制



Kasznar Leonardos Intellectual Property
(ブラジル特許法律事務所)



Alice
Sandes(左上)
Aline Melissa
Forrester(右上)
Viviane
Moreira(左)

Kasznar Leonardos Intellectual Property は、知的財産に特化したブラジルの大手法律事務所の一つであり、16名のパートナー、約180名のスタッフを有する。主に知的財産に関する法律および技術関連サービスを提供している。Ms. Alice Sandes は、連邦技術教育センターで動植物バイオテクノロジーにおける技術学位を取得し、リオデジャネイロ連邦大学にて生命科学に関し薬学修士を取得し、1998年から産業財産代理人として勤務する。Mrs. Aline Melissa Forrester は、リオデジャネイロ連邦大学の化学研究所にて化学（触媒作用および石油・ガス化学）に関して化学工業修士を取得し、2010年から化学およびバイオテクノロジーの分野において技術専門家として勤務する。Ms. Viviane Moreira は、リオデジャネイロ連邦大学の化学研究所にて化学および生物化学に関して化学工業修士を取得し、2016年から化学およびバイオテクノロジーの分野において技術アシスタントとして勤務する。

1.ブラジル知財庁の職務

ブラジル知財庁（国家産業財産庁：INPI）は、ブラジルにおける産業財産権事項に関する公的な政府機関であり、開発商工省傘下の連邦機関である。ブラジル知財庁の職務には、商標、工業意匠、地理的表示、コンピュータプログラム、集積回路の回路配置の登録、特許付与、技術移転およびフランチャイズ契約の登録が含まれる。ブラジル知財庁は1970年に創設され、本庁はリオデジャネイロ市にある。

2.ブラジル知財庁の組織

ブラジル知財庁の長官は、大臣により任命される。当該任命は、共和国大統領による承認を必要とする。長官の任期は原則4年であり、在任期間中、企画戦略管理や情報技術、品質および経済諮問の各分野と、オンブズマン局や連邦検察庁、総務、理事会の各部署を監督する。

ブラジル知財庁は、連邦検察庁の下部組織である、以下の2つの部署と3つの総合調整局を有する。各部署および各総合調整局は、知的財産分野の主要領域を扱う。

- (a)特許、コンピュータプログラムおよび集積回路の回路配置を担当する部署
- (b)商標、工業意匠および地理的表示を担当する部署
- (c)技術契約総合調整局
- (d)審判および行政無効手続総合調整局
- (e)イノベーション普及総合調整局

一次審査は、特許を担当する部署内における、異なる技術分野を担当する4つの特許総合調整室により行われる。当該4つの総合調整室は、20の審査係から構成され、以下の技術分野を担当する。

通信、医薬（第1係および第2係）、コンピュータ技術および電気、表面技術および塗工、バイオ医薬、物理学および電気、機械工学、その他消費者製品、バイオテクノロジー、ポリマーおよび関連技術、無機化学、石油および化学工学、繊維および関連技術、食品および農学、冶金および材料、農薬、実用新案、ならびに化粧品および歯磨

ブラジル知財庁は、現在、1092名の職員を擁し、うち654名が審査官である。当該審査官のうち、458名の審査官が専門性に応じて上記20の審査係に配属されている。

3. ブラジル知財庁による特許出願の審査

特許出願の一次審査は、1名以上の審査官により実施される。審査官の経験年数が短い場合は、指導審査官が審査官の業務を監督し、審査官と、指導審査官の双方が技術報告書に署名する。一定以上の経験を有する審査官の場合、単独で先行技術調査を実施し、単独で指令書に署名する。

一次審査において、当該出願分野を専門とする審査官により先行技術調査が実施される。一次審査の結果は、特許付与の許可または拒絶の決定のいずれかである。特許出願がブラジル産業財産法に定められた特許性の要件および条件を満たさないもしくは特許性に関する禁止事項に該当すると主任審査官が結論付けた場合は拒絶の決定となる。当該拒絶の決定に対して不服を申立てることが可能である。不服が申立てられると、当該案件は、再審査のため、審判・行政無効手続総合調整局に移される。

審判段階における審理において、3～5名の審判官で構成された審判合議体により審理される。主任審査官は、上記3～5名の審判官に含まれない。審判手続において、以下のいずれかの審決がなされる。

審判合議体の特許要件を満たすと判断した場合、一次段階の審査結果にかかわらず、特許付与の許可をすることができる。

審判手続において新たな事実が発見された場合、当審判合議体により指令書が発行され、出願人は意見を述べる事が認められる。審判段階における指令書は、1回以上発行されるが、原則、3回以上発行されることはない。その後、審判合議体により審決が確定される。当該確定審決は、特許付与を許可すべき旨の審決、または拒絶の決定とすべき旨の審決であり、後者の場合は、当該出願は最終的に拒絶される。

審判合議体が、特許要件を満たさず、補正によっても当該特許要件を満たし得ないと判断した場合、審判合議体は、拒絶の決定を維持しなければならず、これにより、ブラジル知財庁内における行政処分は終了する。

審判合議体の行政処分である確定審決について、当該決定が官報の週報における公告日から起算して5年以内であれば、出願人はブラジル知財庁を被告として、裁判所に訴訟を提起することができる。

審査における審査官面談は、例外的であり、現時点において、審査官面談の手続に関する規則は存在しない。また、審査における、口頭試問手続も認められていない。例外的に、出願人は、発明の明確化を目的として、法定代理人を通じて審査官と面談することができる。ただし、出願の包袋には当該面談に関する記録は含まれない。

ブラジル特許庁では、審査部長が審査官に出願を割り当てる。特許出願は、出願日に基づき、時系列順に審査に着手される。

国際的な水準まで特許出願の審査遅延を低減するため、決議第14/2013号に従い、審査対象となる出願は以下の5つに区分される：

- (1) 実用新案登録出願
- (2) 特許協力条約に基づかない、ブラジル特許出願
- (3) 国際調査機関としてブラジルが指定され、ブラジル国内移行がなされた、特許協力条約に基づく特許出願
- (4) 国際調査機関としてブラジル以外が指定され、ブラジル国内移行がなされた、特許協力条約に基づく特許出願
- (5) 特許出願の協働審査プログラムが申請された特許出願

各区分の特許出願の列から一出願ずつ各審査官に順番に割り当てられる。各審査官は受け取った順番に特許出願の審査を行う。

4. 審査係属中の出願件数

ブラジル知財庁は、膨大な審査係属中の特許出願を抱えている。最新のデータによると、2017年10月現在、227,000件を超える出願が審査に係属しており、一次審査待ちの状態である。ブラジル知財庁が1件の特許出願を特許付与の許可または拒絶の決定にするまでに平均10.23年かかっている。

このような審査遅延を解消すべく、PPHプログラムが近年施行され、PPHプログラムの覚書に関する交渉が世界各国の特許庁と行われている。

ブラジル知財庁は既に、一部特定の技術分野について、日本国特許庁、米国特許商標庁ならびに欧州特許庁とのPPHプログラムに参加している。日本国特許庁とのPPHプログラムは、情報技術(IT)分野の特許出願を対象としている。欧州特許庁とのPPHプログラムは、医薬分野に該当する特許を除く化学および医療技術を対象としている。米国特許商標庁とのPPHプログラムは、石油およびガス分野の出願を対象としている。

また、最近、中国特許庁とのPPHプログラムが署名されたことで、2018年初頭に施行される予定である。中国特許庁とのPPHプログラムは、情報技術(IT)、包装、計測ならびに化学分野の特許出願を対象としている。

■ 参考情報

- ・ ブラジル産業財産法（法律第9279/96号）
- ・ 2013年3月18日付決議第14号
- ・ 1970年12月11日付法律第5,648号
- ・ 2015年12月21日付決議第154号
- ・ 2017年3月24日付決議第184号

- ・ 2017年3月24日付決議第202号
- ・ 2016年9月22日付政令第8854/2016号

(編集協力：日本技術貿易株式会社)